

令和2年2月28日

新潟市こども未来部

新型コロナウイルス感染症にかかる 子どもが利用する施設に関する対応について

令和2年2月27日の小学校、中学校、高等学校等にかかる臨時休業の要請にともなう「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」（令和2年2月27日厚労省事務連絡）を受け、以下のとおり対応します。

○ 対応方針

施設区分	施設数	対応方針
【特定の子どもが利用する施設】 ・ 保育園・認定こども園等	317	・ 感染の予防に留意した上で「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき開園
・ 放課後児童クラブ	173	・ 感染の予防に留意した上で、学校の長期休業時の対応により開設 ただし、利用者へ可能な限り家庭で過ごしてもらうよう要請
【不特定の子育て家庭が利用する施設】 ・ こども創造センター ・ 子育て支援センター ・ 児童館・児童センター ・ い～てらす（東区） ・ わいわいひろば（東区） ・ こども創作活動館（東区） ・ 子育て応援ひろば（中央区）	1 45 13 1 1 1 1	・ 小学校、中学校、高等学校等にかかる臨時休業を受け3月1日より閉鎖 ※施設職員は勤務しているため、電話等での相談対応は可能
合 計	553	

問い合わせ先

新潟市役所こども政策課

電話：025-226-1197（直通）

新潟市役所保育課

電話：025-226-1215（直通）